

第十六回 参議院建設委員会會議録第五号

昭和二十八年六月二十五日(木曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清二君
理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員 石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
江田 三郎君
近藤 信一君
田中 一君
木村 八郎君

政府委員 建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 菊池 璋三君
会専門員 八巻淳之輔君

説明員 建設省道路局総務課長 八巻淳之輔君

本日の會議に付した事件
○建設行政に関する調査の件
(建設省関係昭和二十八年年度予算の件)

○連合委員会開会の件

○委員長(石川清一君) それでは只今より委員会を開会いたします。

第十六部 建設委員会會議録第五号 昭和二十八年六月二十五日【参議院】

本日は公報を以て御通知申上げました通り建設省道路局、計画局関係昭和二十八年年度予算の件を議題といたします。政府側より御説明を願います。御相談をいたしますが、道路整備費の財源等に関する臨時措置法案の取扱について、当委員会として大蔵委員会に対し連合審査を申入れることにいたしました。御異議ございませんか。

○田中一君 ちよつと速記をとめて……

○委員長(石川清一君) じやちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石川清一君) 速記を始め。今のところを訂正いたします。当委員会としては大蔵委員会と連合審査することに決定いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。御異議がないようでございます。合同委員会の日程については委員長に御一任願いたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) それではこれより政府側から二十八年年度建設省道路局並びに計画局関係の予算の説明をお願いいたします。

○政府委員(富樫凱一君) 道路局関係の二十八年年度の予算を御説明申上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

お手許にお配りしてあります刷り物の五ページからであります。先ず総括的な御説明を申上げたいと思ひます。七ページのおしまいのほうに合計と書いてある欄がございますが、昭和二十七年におきましては道路関係の予算は八十六億八千六百九十万円でございます。二十八年度におきましては百四十一億二百九十万円でございます。約六割二分の増額でございます。これによりましてどういふ事業がござりますか。これを総合的に二十七年と対比して申上げたいた存じます。

内地分におきまして、改良関係でございますが、国道改良関係におきまして二十七年は四百二十キロを實施いたしました。二十八年度におきましては六百二十六キロを實施する計画であります。舗装新設につきましては、二十七年は二百九十九キロであつたものが、二十八年度におきましては四百二十八キロを實施する計画であります。又橋梁におきましては、二十七年は三十三キロでございますが、これは二十八年度三十三キロという計画であります。

次に北海道について申上げますと、改良分が二十七年が四百二十キロでございますが、二十八年度は三百五十七キロを實施する計画でございます。又舗装の新設につきましては、二十七年が八キロでございますが、二十八年度は十三キロを實施いたしたい計画であります。又橋梁につきましても、二十七年四キロでございますが、

が、二十八年度八キロを實施いたした計画であります。この二十八年度予算のうちで、暫定でござりましたものが全体につきまして五十一億ござりますが、残り八十九億九千五百萬でございます。この五十一億と申しますものは、二十八年度予算に対して四・三カ月に当ります。四・五、六、七、四カ月にござりますが、暫定予算で配賦いたしましたものは四・三カ月に当っております。

なお詳細について御説明申上げます。五ページの上、内地分について御説明申上げます。先ず直轄道路改修費でございますが、これは三十九億二千六百万円で、これを内訳いたしますと、改良、踏切除却、舗装、補修となりまして、改良につきましては二十九億八千九百万、踏切除却につきましては六千万、舗装につきましては七億九千九百万、補修につきましては八千二百萬ということになつております。この直轄道路改修費は一級国道或いは二級国道につきまして国が直轄を以て行います道路の事業でございます。国の負担率が三分の二でありまして、補修につきましては二分の一でございます。この説明という項の所にござりますが、改良につきましては「国道未改良区間の中から我が国最大幹線である東海道、山陽道及び交通不能箇所を重点として施行し、又長大橋梁の架設及び災害との合併施行を推進する。」ということでありまして、それから踏切除却につきましては、「最近の頻発する踏切交通事故に

鑑み一日交通量一〇〇台以上の箇所を遮断時間多く交通隘路となつて居る箇所を施行する。」それから舗装、補修でございますが、これは「現在舗装されている箇所が長区間に亘つて破損甚だしく基礎的構造から補修を要するところを重点的に施行する。」となつておりますが、これらの事業を直轄道路改修費で行うわけであります。次に道路事業調査費でございますが、これは二千四百七十七萬七千円でございます。これは直轄国道の改良計画を樹立するため、これに関する調査でございます。測量調査、重要構造物調査、耐雪施設調査、路盤調査、路面改良調査等をこれで行うわけでございます。次に道路改修費補助でございますが、道路改修費補助は、地方の行います道路事業に対する補助でございます。その内訳は改良、踏切除却、特殊改良、橋梁整備、補修、災害防除、舗装、地盤沈下地帯、これだけになつております。このうちで特殊改良というのは、従来局部改良と申しておりましたもので、局部的に改良すれば非常に実効が著がるというふうなものを取上げておるわけでございまして、これを局部改良と称してございいたします。この改良費は、これは補助率が二分の一でございますが、これが十八億六千六百二十萬円でございます。踏切除却、これも補助率は二分の一であります。特殊改良、これは補助率が三分の一でありまして二億七千五百萬、

橋梁整備、これは補助率は二分の一でございまして、金額は十九億一千四百五十七万でございます。補修は補助率が三分の一でございまして、五億六千八百五十一万でございます。災害防除は補助率は三分の一で一億九千二百二十万でございます。それから舗装は二分の一乃至三分の一でありまして、これが十六億二千五百五十万でございます。この舗装の補助率の二分の一とありまして、その他の府県道につきましては三分の一でございまして、地盤沈下地帯とありますが、これは南海地震によります地盤沈下地帯に對します道路事業でございまして、これは補助率が二分の一から三分の二でございまして、金額が三千三百八十万円でございます。

ここで二十七年と変わりました点を御説明申上げたいと存じますが、先ず費目につきまして、砂利道の補修、それから軌道の補修、道路標識、それから橋梁補修の中で木橋補修というものが二十八年では見込まれておりません。もう一つは補助率の変わった点でございます。舗装に對する補助率が府県道に對するものが三分の一となりまして、これは二十七年までは二分の一であったものであります。これだけが二十七年と変わっております。この説明の項を御覧願いたいと存じます。この道路改修費補助の中の幹線道路改良及び産業開発上必要とする道路改良を施行するわけでありまして、又、踏切除却につきましては、現在鉄道と平面交叉になっておる箇所、一日交通量が三百台以上で、遮断時間が三時間以上及び箇所を立体交叉させるといふ計画であります。それから特殊改

良でございまして、道路の局部改良及び突角剪除待避所設置並びに路面の基礎構造を改良するといふのを特殊改良でやる計画であります。それから橋梁につきましては特に御説明申上げることもないと思存しますが、長大橋というのは百メートル以上の橋梁でございまして、交通上緊急に施設の必要ある箇所及び中小橋、百メートル以下の橋梁でございまして、百メートル以下の橋梁のうち交通上及び腐朽度合の高いものから逐次実施することにしたしております。それから補修でございまして、この砂利道補修は、著しく破損している箇所を交通上これは支障になつておる路線について、緊急度の高いものから施行して行く計画であります。それから災害防除でありますが、年々災害を誘発する虞れのある箇所及び特殊土壌地帯についてこれを防止するためによりまする仕事でございまして、これは「道路橋を改良する」とありまして、防止するための、「橋」を除いて頂きたいと思存します。それから舗装でござい

ますが、交通量激増のため、現在の砂利道では維持困難な幹線道路及び人家連担地区、或いは工場の密集地帯等を舗装する計画であります。それから地盤沈下地帯につきましては、先ほどもよつと触れたのであります。昭和十九年の東海、昭和二十一年の南海地震のために道路、橋梁が著しく沈下しまして、その効用を失つた箇所を施行する計画でございまして、次に道路事業調査費補助でございまして、これは府県道の行います道路事業調査に對する補助でございまして、六百三十五万五千円

でございますが、これは重要路線計画線の調査と橋梁調査とあります。この内地分を総計いたしまして二十八年度の予算が百七億七千四百九十九万二千円となっております。

次に北海道につきまして御説明申し上げます。北海道につきましても直轄道路改修費と道路改修費補助との二本建になつておるのでございまして、この直轄道路改修費は北海道開発局が実施いたします事業でございまして、この分につきましては改良費、直轄道路改修費は全額国費で施行することになつております。先ず直轄道路改修費の御説明を申上げますが、直轄道路改修費が二十七億五千三百三十万円でございまして、それを分けたいとしますと、改良、舗装、補修、維持、橋梁整備、災害防除、これだけになつております。北海道の特殊性から改良の中に一般道路と開拓道路といふものがございます。この開拓道路といふものは、建設大臣が開拓道路に指定いたしまして行つた事業でございまして、この改良が九億二千八百萬、一般道路が五億六千六十万、開拓道路が三億六千八百萬円でございまして、それから舗装でございまして、舗装が一億四千八百萬、補修が九千三百三十万でございまして、この北海道につきましては舗装道路補修が三千万で、なお砂利道の補修といふのが北海道にはございまして、これが六千三百三十万でございまして、それから北海道の特殊性のもう一つは、維持といふものが入つておりました、これも国の費用で維持するわけでございます。この維持は改良と同じく北海道開発局が実施いたしますが、この維持の費用といはしまして三億九千七百三十万円を見

込んでおります。それから橋梁整備といたしまして十一億六千九百九十万でございますが、この北海道においての特殊性の第三と申しましようか、本橋の架換についてもこれを認める、橋梁の補修についても認めておるわけでございます。これが二千八百八十万でございます。この説明のほうにありますが、これを上のほうから御説明申上げたいと存じます。

直轄道路改修費は、北海道開発の特殊性に鑑み全額国費で実施するわけでございます。それから改良の一般道路から緊急性を勘案して道路改良を実施するわけでございます。それから開拓道路でございますが、開拓上必要と認める線について入戸戸数を考へて開拓道路を新設又は改良するものでございまして、それから舗装については、主要都市で交通量が多く且つ積雪と砂利道では維持困難な箇所を舗装する計画でございまして、この舗装補修については内地の分と同様でございます。維持につきましては、幹線道路一円及び過去十一年間で皆国費で改良した市町村道について維持をする費用でございまして、北海道道路令で開拓道路をこしらへまして、十一年間は維持をしなければならぬことになつておりますので、それに要する費用でございます。橋梁については内地の分と同様でございます。災害防除につきましても同様でございます。次に道路事業調査費でございますが、これが九百三十六万九千九百円でございます。この説明も内地と同様でございます。そのほかに道路改修費補助といふのがございまして、これが五億六千四百六十万円でござい

ますが、これは北海道庁の施行する道路事業に對する補助であります。改良が四億九千六百八十萬円でございまして、この改良を内訳いたしました。一般改良舗装道新設、それから長大橋、中小橋といふことになつておりますが北海道において補助率が内地と変わつておりました。改良については十分の六でございまして、それから舗装につきましては二分の一でございまして、それから長大橋については十分の六、中小橋については十分の六、こういうふうになつておりました。内地よりも少し上つております。それで改良につきましては四万九千六百八十萬円でございまして、この仕事の内容は、この補助率が変わつておるといふことだけで、仕事の内容につきましては内地と同様でございます。次に特殊改良でございまして、これは補助率が三分の一でございまして、二千三百四十万六千円、仕事の内容は内地と同様でございます。それから補修でございまして、補修の補助率は三分の一、これが四千八十万でございまして、この補修についても内地と同様でございます。それから災害防除でございまして、これも補助率は三分の一、金額は僅かに三百六十万でございまして、これも内地と同様でございます。それから道路事業調査費補助といたしまして七十六万五千円がございまして、この内容も内地と同様でございます。

以上合計をいたしまして北海道分が三十三億二千八百四十万でございます。内地と北海道と合せて四百四十一億二千三百三十二万二千円となります。これで公共事業費関係の道路について御説明申上げたわけでございまして、

そのほかに特定道路というのがござい
ますが、これは特定道路整備事業特別
会計で実施いたします仕事でございま
す。これは二十七年におきましては
資金運用部資金を借入れておつたので
ございまして、二十八年におきまし
ては繰入金をして実施することになつ
ております。この特定道路の実施をい
たしますのは内地だけでございませ
が、これが二十五億円でございませ
これらを合せますと百六十六億二百二
十三万二千円となるわけでございま
す。

以上簡単にございませが、内容を申
上げた次第でございませ。

○委員長(石川清一君) 計画局のほう
は見えませんが、御質疑がありまし
たら逐次御発言を願ひませ。

○三浦辰雄君 私質問でなくて、或い
は教わることになるのだと思つてす
けれども、道路の改修とか補修はあ
りけれども、いわゆる県道みたいなも
の、或いは更に町村道とか、ああ
いうものの新設の関係はどういうふう
になるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) この改修と
申しておりますのは、これは改良補修
という意味を一緒にしたものでござい
ませ。それで県道等の新設は改良の中
に含まれております。

○三浦辰雄君 そうすると新設も改良
という中に含まれて仕事している、そ
ういうことでございませか。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほどのを
ちよつと訂正して頂きます。改修で
ございませ。それでこの中で、道路法
でいませと、新設と申しますのは路
線を新しく設けてまして、それでその
線について仕事をするというのを新設

と言つているのであります。路線があ
つて現在通行ができないというのをや
めるのは改修というふうに考へませ。

○三浦辰雄君 それは改修というの
は、もうだらうと思つてございませが、私
の実はお聞きしたいと思つては、ま
あ、県道、大きいところになれば県道で
な、いろ／＼とダムとかああいうもの
が、いろ／＼文化の進んで来るに従つ
て相当に交通事情が変る。そういうよ
うなことからしてこの村とこの村を結
んだほうがいい、こういうようなこと
でいゆる新設ですね、路線の新設に
当る部分の必要な所を大分聞くので
あります。殊にその問題は町村と町村と
を結ぶ、或いは町村道にちよつと毛の
生えたようなところが非常に要望され
る点が多い。で、これらのものについ
ては何ら今の道路の仕組ではないか、
事実できないのですか、事実できな
い。私はこう思つてございませ、それは
できるでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(富樫凱一君) 只今お話し
のようなことはこればだん／＼にござい
ませ。殊に最近資源開発等のために町
村道を改修或いは改良したいという要
望が非常に多いわけでありませが、こ
れは町村道のままであれば内地におきま
しては国の補助事業の対象にならないの
であります。

○三浦辰雄君 そこで私は一方山の林
道の問題を前に扱つたことがあるので
すが、林道は御承知の通り目的があつ
て、林産物を出すということが建前
になつてゐるのだが、林産物を出す建前
ではあるけれども、今は人口が殖え、
町村関係の事情は變つて来て、実は解
釈の仕方によれば明らかにこれは一般
道路だと思はれる点が多々出て来るの

です。これは一般道路のほうから出
してもらつたらいいじやないか、こう
いうことになるかと、そつちのほうは全
然道がないというか、殆んど実現は不
可能なんだから、どうせ林産物を出す
のだから、これは林道としてやつてく
れと言ふ。だけれども林道の金なんど
いふのは林産物を出すためにある。そ
れも要求額の三分の一くらいしかく
れないで、そういう一般交通に相当に
使用されるようなものまでなか／＼手
が及ばない。これも林産物の量が非
常に多い場合においてはこれは林道だ
というふうな名目にもなるけれども、

必ずしも林産物が特に他の候補路線よ
りも多いわけじやない。殊に一般交通
といふことを考えれば、全体として国
民の側から見ればこれは欲しいだろ
うといふことはわかぬ。こういうふう
なときに、非常に私がかねてから道路行
政といふもの問題について非常に遺
憾に思つていたのです。何とかして
そういうところに今日開拓のことから
或いは総合開発のことから随分奥地の
ほうに変化が起きているのだから、そ
ういうようなものを繋ぐ道路を新たに
何か限定された条件の下でもいけれ
ども、新設するといふことは必要だと
私はもう痛感するのですが、それに
いてのお考えと、その実現の見込です
ね、その辺についてお答え願ひたい。

○政府委員(富樫凱一君) お話御尤も
でございませ、我々のほうもいたし
ましても、毎年林道との関係で道路改
良の要望される面が相当多いのでござ
いませ。ただこの道路費が誠に今少
いものでございませから、何といまし
ても道路に国道、府県道、町村道とあ
りまして、道路がその順に従つて重要

度も違つてございませ。只今の道路
費で賄えるのは、府県道もなか／＼思
うように行かないというふうなこと
で、二十八年の予算にも町村道とい
うのは殆んど入つておられないわけ
であります。それはそういうた観点から
でございませ。なお併しだん／＼奥地
の様子が變つて来まして、昔の町村道
がこれは県道にならなければならん
という性格のものも出て来ようと思つ
てございませが、そういうものは県道
にいたしまして、その上で改良する
というふうな仕組をしておるわけ
でございます。

○三浦辰雄君 まあ趣旨の点はわかる
のですけれども、交通量の多寡とい
うものを非常に大きなウェイトにして行
く場合にはそれまでには至らない、さ
ればと言つてその産物搬出という点
からいふとペイしない、こういうこと
になると、端から見れば当然そこに通
すべき路線でありながら、丁度エ
ア・ボケットのような恰好になつて
ございませ。私はお互いの省の関係が
いづれも経費が少いことから出ている
実情だろ
うことはわかるけれども、そうかと
言つてエア・ボケットのようになつて
まつて、両方からはねられてゐる。併
し実際それを見ると、まさにつけて然
るべき所だと思つような所が多々ある
。私はこの問題については関係の、つ
ま、農林省と建設省でどつちが金を取
つてもかまわぬのです。もう路線も選
ばば約二十足らずだと思つて、最も
必要だと考えられるのは……それは
特別に両方で連絡をとつて、どち
らもお持ちなるもの結構ですが、是非具
体的な路線として新たに持つて、そ
ういふ救われぬ、今までエア・ボ

○田中一君 今この予算書を見ま
して、昨年度と比べて約倍近い道路
予算が盛り込まれたことは非常に敬
意を表ひませ。併し今の局長の説明を
聞きますと、今度の予算編成によつて
地方公共団体の負担が非常に過重に
なつた、こういうふうな印象を受ける
のですが、その点について二、三伺
ひたいと思つてございませ。

○政府委員(富樫凱一君) 毎年予算
がきまると、私のほうでは林野庁の
ほうと打合せまして、林道関係を実
合せることをやつてございませ。ま
あ、そういうふうな例もそう多く
はないと思ひませ。これは具体的に
一々お話し願ひませ、それによつて考
慮できるかと思つてございませ。

○三浦辰雄君 それではこれは、予
算がきまつてからもそういうことを
頂くことは勿論望ましいことですが、
予算折衝の際に、今まで両方から
まあ／＼と言われていたような線、こ
れを是非取上げて予算折衝のものに
乗せて、経過的にそういうものを暫
らく救ふ必要があるのじやないか、私
はそういうことを強くお願ひを申上
げませ。

になつていた道を是非大きな開
発の面から一つお取上げ願ひたい
と思つてございませ、それにつ
いて御意見如何です
か。

○政府委員(富樫凱一君) 毎年予算
がきまると、私のほうでは林野庁の
ほうと打合せまして、林道関係を実
合せることをやつてございませ。ま
あ、そういうふうな例もそう多く
はないと思ひませ。これは具体的に
一々お話し願ひませ、それによつて考
慮できるかと思つてございませ。

○三浦辰雄君 それではこれは、予
算がきまつてからもそういうことを
頂くことは勿論望ましいことですが、
予算折衝の際に、今まで両方から
まあ／＼と言われていたような線、こ
れを是非取上げて予算折衝のものに
乗せて、経過的にそういうものを暫
らく救ふ必要があるのじやないか、私
はそういうことを強くお願ひを申上
げませ。

○田中一君 今この予算書を見ま
して、昨年度と比べて約倍近い道路
予算が盛り込まれたことは非常に敬
意を表ひませ。併し今の局長の説明を
聞きますと、今度の予算編成によつて
地方公共団体の負担が非常に過重に
なつた、こういうふうな印象を受ける
のですが、その点について二、三伺
ひたいと思つてございませ。

○政府委員(富樫凱一君) 毎年予算
がきまると、私のほうでは林野庁の
ほうと打合せまして、林道関係を実
合せることをやつてございませ。ま
あ、そういうふうな例もそう多く
はないと思ひませ。これは具体的に
一々お話し願ひませ、それによつて考
慮できるかと思つてございませ。

ら見て、道路調査費というものは決して多いものではないのです。私は道路のほうに専門じやありません。専門じやありませんが、全体の、さつきお話を聞いても、砂利道路がまだ舗装道路になるには大変な時間がかかる。この道路調査だけでもまだ、大変やらなければならぬ。そういう意味で、実際実現しそうなものについて、やはり今まで手を著けたから、その行きがかり上やはり計上するというのは、どうも私は実際問題として財政資金を効率的に使わなければならぬ建前からいつてどうかと思うのですが、この点思い切つて削られたらどうか。又削る割らんは我々議員の手にあるのですけれども、不用ではないかと思うのですが、そんなに緊急ではないのではないかと。

○政府委員(富樫一君) 先ほど申し上げたことを繰返すようでございますけれども、外資導入を図りますによりまして一応計画を確立して行かなければならぬと、又道路会社等を考えられるときにも、先ず基本になりますのは道路の計画でありますので、できますならば我々としてはこの調査はやはり完成さして頂きたいと思つております。

○木村八郎君 では伺いますが、道路会社というお話でありましたが、道路会社の計画をお聞きですか。それはやはり国費で調査されたこの調査に基づいて道路会社が高速道路を建設するという計画なのですか。

○政府委員(富樫一君) 道路会社と申し上げましたのですが、これは公団というふうなものも考えられておりますし、それでもきなければ、道路会社がどうかというふうなことも言われてお

りますので、この辺はまだはつきりしたことを申し上げかねるのでございまして、一応そういう仕組のものが考えられていくわけですが、いづれにしましても、会社となりますと、国が調査したものをそのまま使うということになつては又何か筋が通らないものがあるかも知れませんが、その辺はまだはつきりいたしませんので、まあ会社と申し上げたことが不適當かと思つて、一応そういうものに役立てたいと思つております。

○木村八郎君 もう一つ伺つておきたいのですが、根本において政府は高速道路というものをどうしてもやるつもりなのか、やらんつもりなのか、その点、条件が崩れている。ですからその点だけ最後に明らかにして頂きたい。

○政府委員(富樫一君) 我々といつしましては現在の東海道を見ておろし、又最近の自動車の増加量を見ておろすわけでございますが、遠からずういつた高速道路というものが必然的に必要になつて来るというふうなことは考へております。

○木村八郎君 ちよつと……もう私はやめようかと思つたのですが、必然的に必要になるというのは、高速道路の道路が必要であることはわかるのですが、今この調査費が出て来るような計画に基くという道路が必然的に必要であるというのですが、それは外資導入を前提としておられるのですか。それから他に又路線なんかを交えるかも知れない。或いは又そのほかにこれは鉄道計画なんかともいろいろ関係があると思うのですが、そればかりが唯一の交通を緩和するような方法じやない

と思つたのですが、必然的にそうなるというのはどういうことですか。この既定方針についてやはりそうなつて来ていくということですが、この問題は道路局長よく御存じなんです。この道路に該当する、当る村民は大変な重大問題にしているのです。それは特にあそこは非常に二毛作にいい土地ですね、田圃、田畑、そういうものがあそこにはそうなんです。今調査している所はそうなんです。食糧難、食糧難と言つて、増産と言つておきながら、相対しい物が取れるところでは、東海道からずつと神戸まで、今道路に該当するところはこれは大きな問題になると思つたのです。或いは又こういう道路を仮に高速道路のものを設けるとして、今のような形でなく、成るべくそういう優良の田畑を避けてやるという、そういうほかに計画があるかどうか、そういう点についてちよつと伺つておきたいのです。

○政府委員(富樫一君) お話の点御尤もでございます。我々といつたしましてもできるだけ良田をつぶさないような線を又考へておるわけでございます。山のほうに持つて行つて、できるだけ田はつぶさんというような線を今企画線として考へております。

○田中一君 さつき木村さんが質問した部分ですが、特定道路の予算は一般会計から二十五億出ておるのですか。これは特定道路、この特定道路の法案の審議の場合にもこれは一般会計を利用するということ建前で有料道路となつたのであります。今度の二十五億の支出は、これは一般会計でやるなら金利は取らないのですか。

○政府委員(富樫一君) 特別会計に入つて来るときには金利は付きませぬ。○田中一君 従つて地方に貸す場合にも金利は取りませぬね。○政府委員(富樫一君) この一般会計から繰入れるということは、この道路整備特別会計をうまく運転しようという趣旨から出たもののように聞いておるわけでありませぬ。それで何分にもこの有料道路というものは、まだはつきりしておらない交通量で計画を立てておられますから、まあ簡単な話が、儲かる所もあろうし損する所もあろうし、それらのものを何かプール資金を持つておつて円滑に運転しようじやないかというところが大蔵省の考え方の方であります。従つて地方に行つて行く分につきましては利子が付くわけでありませぬ。

○田中一君 法律の……本法は運用部資金を利用する点に重点を置いて、予算を立てておるわけなんです。大蔵省から今後一般財政資金を繰入れるというこのの特例の法律が出ることに通つておりましたか、しませんでしたか。○政府委員(富樫一君) その法律は前回流れたと思つておるのですが、今申上げたいと思つておるのですが、あの法律の中には別にどこから借りるということに法律の面では書いていないのであります。運用部資金からというふうには書いておらない……

○田中一君 この議事録を見ればわかりますが、運用部から借入れるということになつておるのです。我々は若し一般財政資金でこれをやればこんなものは通しませんよ。国民の税金で道路を直すのに、国が全部やるのに、道路費というものがあつたらば金利を付ける、金を貸してやれば金利を取る、従つて貸取り道路にするんだ、一般財政資金は国民の税金から金をやつて、又利子を取る、利用する人が又その料金を払うというふうなことから、道路費の予算を十分取つて十分やればいいのです。これが観光道路とか何とかいうならばこれは別しようが、国道に金を……関門道路は別にしましよ、国道に国民の税金を注ぎ込んで、そして都道府県から利子を取つて、そしてそこを通る者からは通行料を取るなんというところは、これは磯茂左衛門が出て来ますよ。そういうことをするといふようなことはありやうが、ありません。これは運用部資金から取るなら、成るほど運用部資金というものは国民の零細な金を積み立てたのでありますから、まあ国民にも金利を払つておられます。筋が立つております。従つてそれに対する利子の補給面を持たなければならぬから、貸取り道路も止むを得ぬ。地方、都道府県がやる場所の多少営利的なものは止むを得ませんでしょう。併しながら国道を作らうとして我々をだましてあなた方が行政権をやつたものがあるのです。我々は関門海峡を先ず承認いたしました。戸塚国道などは絶対に反対している。国道は天下の公道です、国民全部の道路を通るのに料金を払わなければならぬ人といふことはありやうが、ほかに幾らでも財源はあるのであります。それからこれも又吉田さんの強い要請で、あなた方、前建設大臣も非常に困つて、これだけはまあ多数で押し

通しました。吉田さんが毎日々々大磯から、大磯の妾宅か何か知らんが、国会へ来るのに、総理官邸に来るのに困るからやるのだという話も聞いております。あなた方は多数で以てやつたのだからいいでしょうが、我々がやつたのは関門国道、三重国道です、少くとも国民の税金を投げ込んで料金を取るなんというものは、これはもう前時代の、封建時代の遺物です、この方式は、この点若しもあなた方が、今度の予算で以て一応出ておられますが、我々の知らんものが又新しく、松江でしたか、どこかを今度やると言いましたね。二十八年度の計画では松江国道をやる、松江国道をおやりになるならば一般の国の予算の道路費で以て立派におやりなさい。この点からいっても道路予算というものの組替を要求します。我々は道路整備法を審議する前にくどく申し上げたところで、今の局長は御存じないかも知れないが、ほかの課長さんは知っておるはずで、国道を通るのに一々料金を払わなければならん、これは無論歩行者からは取りません、こういう考え方はやめて頂きたいのです。なぜ松江国道を今度取り道路にしなればならなくなつたかという理由を先ず説明して下さい。

○政府委員(富樫一君) 松江国道の事は、宍道湖の湖岸を埋めまして観光道路のな道路を作るという事、一端を発しているわけでありまして、現在の国道は国道として不便ではあります、通れるようにはなつてはいますが、通れるようにはなつてはいますが、道路のものをやろうというわけなわけでありまして、なか／＼公共事業費からは出しにくいという点から、

ら、特別会計からやることになつたわけでありまして。
○田中一君 そうしますと国道というのは甲乙ございませぬ。甲乙といつたつて新道路法では一級国道、二級国道、同じ一級国道の中で、片方は一般財政資金を以て工事をする、片方は何といふますか、止むを得ず賃取り道路でやるといふような考え方は、道路行政のもとに触れる問題なんです。例えばここにありとあるところの阿蘇登山道路とか霧島登山道路とか、高野山登山道路とかといふものは観光の意味があつて、或いは地方の財源を豊かにする意味においてもこれは了承します。併し国道といふものは国民のものなんです、政府のものじゃないのです。国民が権利を持つて居るところの道路です。それを一々賃取り道路にするならば、一般財政資金で以ておやりなさい。関門鉄道のように五十億も注ぎ込めばほかの道路ができなくなるから、これは一応了承して、こういうことは全く何といふますか、本当の逆コースをはつきり政策面に謳つておるようなもので、殊に法律を作るときは一応了承したものを、新しく又国道に加えるなるといふことは、当然これは、道路局長は苦しいでしょうけれども、政治的に抗して、あなた自身道路技術家としての良心から強く主張して頂きたい。日本の道路計画というものを完成するために、我々はこの道路の財源の問題、いわゆるガソリンを目的とする問題でござい／＼たる各管内に批判もあつた。併しながら道路を何とか整備して、道路を日本の産業経済のための足場にしたという念願でやつて居るのです。にかかわらず、あえて又国道を

こういう賃取りでやる。こういうことに対しては当然考慮しなければならぬわけですね。この覚について局長の道路政策の根幹というものを一つ御説明願いたい。

○政府委員(富樫一君) 道路政策の根幹ということになりますと甚だむずかしいことなるのでございませぬが、要は、早く日本の道路を自動車車の通れるようにしたいといふことなんです。これは別に御説明申し上げなくてもおわかりの点でございませぬが、何分にも予算が少いものですから、まああらゆる方法をとつて、できるだけ早く日本の道路を直したいといふことなのでございませぬ。この限られた予算の中でそれならばどういふふうな道路整備をやつて行くかといふことなるわけでございますが、これについては交通税の問題でありませぬか、それから産業開発といふふうな面からそれ順位をつけて、その急を要するものからやつて行くといふことでありませぬが、なか／＼に道路の改修はか／＼しくないわけでありませぬ。そして有料道路の制度なるものもございましたが、この制度もできるだけ活用して、早く日本の道路を直して行きたいといふふうな考へておるわけでございます。

又先ほどちよつとお話にありましたガソリン税相当額を道路整備費に使うという法案が今御審議になつておるのすが、そういうことになりませぬと、或る程度道路の改良といふものが計画的にできるわけでありませぬが、これとて誠に少いものでございませぬ、今の全国の府県道以上を直すには約三兆億を要するわけでありませぬ。こういうふうなことでありませぬので、ここ当分は

いる／＼御議論もございませぬが、有料道路の方式などを活用して頂いて、できるだけ早く道路を直すということにさせて頂きたいと考へておるわけでございます。

○田中一君 一つの例をとりますと、戸塚国道、御承知のように相当、一キロくらい手前から東海道線を越えて、山を通つてあの踏切を通らずして、一番閉鎖時間の長いという戸塚国道の踏切を通らずして向うに通る。そうすると金がある者は早く向うに到達する、金がない者は止むを得ず遅く行かなければならんといふことになるので、若しも道路整備再建等のあの臨時措置法が通つた場合には、国道は全部一般財政資金から出して振替えるという自信はお持ちですか。

○政府委員(富樫一君) これは先ほども申し上げましたように、なか／＼法案が通りませぬと、一年二百億程度要るわけでありませぬ、これでは到底今の道路を急速に直すといふわけに参りませぬので、あの法案が通りませぬと有料道路をあの中から賄ふといふふうには考へておりませぬ。

○田中一君 そうすると政府ではどこまでも国道といふものから、国道の一部から通行料を取つてそれで整備する、そうしなければ今日の三兆億円かかるこの道路整備はできないといふところの御見解ですね。

○政府委員(富樫一君) 田中先生の言われるところは御尤もでありませぬ、例えば戸塚国道のようなものから料金を取るといふことはこれは相当疑問のあつたところでございませぬ。ただあの道路は非常に交通量も多いし償還が早くできるだらう。今の有料道路の

建前から行きますと、償還が終れば無料にするということになつておるのです、まあこういつた日本の道路を急速に直さなければならん現在の情勢からああいふ方法もまあ止むを得なからうかといふこととられたように聞いておられます。

○田中一君 私も局長の言われる通りに止むを得んからあれを了承したので、これが完成した際にはどこまでも料金を取るつもりですか、あなたは道路局長として、道路行政の担当官として、完成した際には料金を取るのですか、それを国の財政資金で振替えておられる無償道路にするか、やはり今の通り有料道路にするか、あなたの技術家としての良心に訴えて答えて頂きたい。

○政府委員(富樫一君) 道路局長として申し上げますと、あの法律に基いてやつておる事業でありませぬので、でき上りましたら有料にしなければならんと思つておるわけでございますが、併しあいつた道路につきましてはできるだけ早く無料にするようにしなければならんと思つておられます。

○田中一君 この問題で局長を余りいじめても悪いからやめますが、ただ北海道の道路の問題をちよつと聞きたいのですが、開拓道路といふものは農林省で十分打合せをして、農林省が大体ここに何千戸くらい入植させると、どのくらいのものに入植させるといふ計画に則つたものでしよ、これは。

○政府委員(富樫一君) その通りであります、この開拓道路の計画をやるにつぎましては、北海道の農地部で立てます入植計画に合せてやつておるわけでございます。

○鹿島守之助君 少し理想はありませぬか。

○政府委員(富樫凱一君) 今出されておられます道路整備費の財源等に関する臨時措置法案によりまして、建設大臣は五カ年計画を作りまして、閣議の決定を求めなければならぬことになっておるわけでございます。五カ年に亘りまして、又或る程度の財源がはつきりしておりますので、こうなりますと或る程度理想的な道路計画が盛り込み得るものと考えております。

○田中一君 もう一つ伺いたいのは、さつき木村さんが質問していた高速道路です、これは先ほど道路局長の説明を聞くと、まあ同じ調査をやつたんだから、調査を完成する形に持つて行こう、そうしてこうやつていけば、或いは呼び水としてやつていけば、外資も来得るんじゃないやなからうかという御説明があつたんです。いよ／＼来なければ止を得ず公社又は営利会社でやつてもいいというお話があつた。仮に営利会社がこの事業をやつた場合、今日までの調査費というものは、その会社から全部返してもらおうというふうなことになるやうな、ちよつと念を押しておきますか。

○政府委員(富樫凱一君) 只今のお話でございますが、その通りでございます。まして、何らかの形で返してもらわなければならぬと思つております。

○田中一君 やるかやらないかわからないものに、前年度は二千万円、今度は千五百万、計三千五百万の国費を投じて、そして地方における道路費というものは一向国が負担しない、どうもこういう道路局長の道路行政に関する感覚というものを非常に疑うのです

ね。どうしても割切れぬものがある。そこで恐らく道路局長は強い政治的な道路計画から圧迫されて、止むを得ず被々ならうかという予算を組んだのじやなからうかと同情するわけですが、私こういう解釈をしておつてよろしいと思つておられますか。

○政府委員(富樫凱一君) この日本の中でもいろいろな段階の道路がございます。まして、例えば東京都のような場合は殆んど舗装されておりますけれども、自動車ももう窒息しそうな状況である。又山のほうに参りますと、自動車の通れないような道路を僅かではあるが毎日自動車を通つておる。まあいろいろなステージの道路がございます。まして、それ／＼に万遍なくということはない。困難なことでございます。一方東海道の高速度道路のようなものが現われるかと思つて、山の中の道路の新設をやらなければならぬということも起きて来るわけでありまして、それぞれ自動車の使い方によつてそういう状況が出ておるわけでございますが、東海道などを見ますと、遠からずあの東海道は窒息するのじやないかという気が我々にはするわけでございます。そこでどういふふうなウエートを置いてやつて行くかということが問題になるわけでございますが、私といたしましては、決してこの東海道の高速度道路というものが無駄なものでありますとか、或いは時期が早過ぎるものであるとかいふふうには実は考えておらないのでございます。

○田中一君 もう一点。先ほど要求しました大蔵大臣並びに建設大臣の出席を求めたいと思つておるのですが、これは委員長からはつきりと御返事を伺いた

い。○委員(石川清一君) 本日も連絡をしましたが、建設大臣は衆議院の本会議に出ておられます、こちらのほうに

来るまでには相当の時間がかかる、あと大蔵大臣と一緒に御質問をするというのであれば或る程度連絡を十分にしなければならぬと存じております。

○田中一君 もう一つ何を追加して、塚田君と三人呼んで下さい。

○委員(石川清一君) 大蔵大臣並びに自治庁長官も呼びまして、建設大臣と共に質疑をする機会を早急に持つことにいたします。

○小澤久太郎君 道路局長にちよつと伺いたのですが、行政協定の道路について御説明を願いたいと思つておられますか、御説明を願いたい。

○政府委員(富樫凱一君) 行政協定の道路について御説明申し上げます。この行政協定の道路は安全保障費から出されるものでございまして、行政協定の道路分科会というのがござい

ますが、この分科会で決定したものをから逐次実施して行くという建前になつておられます。この安全保障費は二十七年

度にあつたものでございまして、二十八年年度予算にはないやうに開いておりますので、只今やつております分は二十七年の繰越を使つておるのでござい

ます。道路関係につきました分が第一次から第六次に亘つてい

るのですが、この総額が現在までに約百十億でございます。で、これらの道路を選びましたのは、駐留軍の施設によつて必要を生じた道路に限られて

おるわけでございますが、なおこの六次にきまりましたものは地方からの

要望がございまして、そういう程度でござい

ます。○小澤久太郎君 この百十億の中で只今道路局で持つておる五カ年計画、そういう計画に載つておるものと載つていないものとパーセンテージはどのくらいでありませぬか、ちよつと御説明を願いたい。

○政府委員(富樫凱一君) 只今のお尋ねでございますが、実はそれを集計したものがございませぬので、次回に用意して来ることで御了承願いたいと思

います。○小澤久太郎君 それでは次回に一つ御説明願いたいと思つてお

ります。それからも一つ伺いたのですが、この行政協定による道路の例えは構造基準というものはどういふふうな考え

ておられるか、御説明を願いたい。

○政府委員(富樫凱一君) これは従来

の道路法による道路の基準と何ら違うところはございませぬ。

○小澤久太郎君 最近自動車が多分に大きくなつたのでござい

ますが、その自動車の重量とかそれから大きさなんかに対する制限はどういふふうになつてお

りますか、伺いたい。

○政府委員(富樫凱一君) 只今の自動車の制限と申しますと、車輛法により

ます高さや長さや巾を指定したものであります。それから総体の目方を二十

トンにして、それとあ

れによつて、最近の自動車の発達につれまして非常に大型のものが出てお

り、又重量の多いものが出て来てお

りますので、これを實際について只今調査して

いるところでございます。

敷衍して申上げますと、只今鋼道路

橋の示方書案を作つておるのであり

ますが、これには当然荷重の問題が第一の問題になつて来るわけであり

うに考えておるのでございますが、四、五百メートル又はそれ以上ということになります。予算の関係で三年でも困難でございますので、五年くらいを考えておきます。併し五年以上もかかるというふうなものはこれは計画したくないと考えております。

○小澤久太郎君 道路の改良については途中においても効用を果すというところはあるのでありますが、橋梁については全部完成いたしませんと効用を果さないで、成るべく速かに完成するというように御努力願いたいと思っております。

それからもう一つ伺いたいのですが、市内における道路は道路局とそれから計画局でやっておりますので、計画局の予算の伸びに対して、道路局の予算の伸びが少いのであります。これはどういふわけでございますか。バランスが取れておらないというふうに考えるのであります。

○政府委員(石破二郎君) 只今の御指摘の通り一般道路事業費の増加率に比べて、街路事業費の増加率は少ないのでございますが、実はこういうことを考えておるのでございます。予算の執行に当りまして、都市内の街路でありまして、道路法による道路と認定した分につきましては道路事業費を以てこれらの工事を行うと、こういうことを考えておるのであります。只今の大体の腹づもりでは約五億乃至六億というものを道路事業費を以て市内の道路を整備しよう、かように考えております。

○小澤久太郎君 それから踏切に対する補助がありますが、これは鉄道関係

で分担するのでございますか、しないのでございますか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) この踏切の分につきましては、従前内務、鉄道両省の協定があるわけでございます。その協定が今改正するべき段階に来ておるのでございますが、今国鉄と折衝中でございますが、結論にきておりません。それで今やっておりますものは、従前の内務、鉄道両省の協定によつておるわけでございます。従いまして踏切というものは、鉄道にもその協定による分担をしてもらうという事になつております。

○江田三郎君 先ほどの小澤委員の質問に關連するのですが、安全保障費から出ているのが総額百十億というのはどういふ線と云ふことは、資料として頂きますか。

○政府委員(富樫凱一君) すでにきまりました分については資料として差し上げます。

○江田三郎君 これから先の見込はどのういふことになつてますか。

○政府委員(富樫凱一君) 先の見込は、何と申しませうか、どうも我々のほうにはわからないわけでありまして、まだそういう関係の道路がございまして、我々のほうといたしては大蔵省に要求いたしております。

○江田三郎君 要求というものはどういふ要求をされるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 安全保障費で出さるべき道路事業費としまして、それ／＼の箇所を見ましてその事業計画を立てまして、その予算を要求しておるわけでありまして、

○江田三郎君 そうするとそれは道路

分科会ですか、そちらのほうからどこをやらせたいのが来ておるわけですか。

○政府委員(富樫凱一君) それ／＼の計画につきましては行政協定の分科会で協議いたしまして、その上で要求いたしておるわけでございます。

○江田三郎君 分科会のほうでこの路線はきまつておつて、それでまだやつていないところが大部分あるわけでございますか。

○政府委員(富樫凱一君) はあ。

○江田三郎君 そうすると今までやつたところと、それから今やらなければならぬところも併せて資料としてこの次に頂きたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) よろしくございませう。

○委員(石川清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員(石川清一君) 速記を始め、それでは只今から計画局関係の説明を承ることにいたします。八巻総務課長。

○説明員(八巻總務課長) 計画局所管事業費の關係予算は五十億九千三百三十八万三千円でございます。その内訳は、都市計画事業費四十七億三千五百九万二千円、都市災害復旧事業費補助が二億九千二百四万一千円、北海道都市計画事業費七千二百五十五万円でございまして、昭和二十七年年度予算の四十四億八千七百三十七万二千円に比較いたしまして約七分の増加ということになつております。昭和二十八年年度予算といたしましては、戦災復興事業の完了、それから戦災都市の整備のための街路事業等の整備ということ根幹と

して予算を編成いたしております。この予算の内容といたしまして、項別に申し上げますと、先ず第一点は国営公園の整備費でございます。これは従来新宿御苑、皇居外苑、それから京都御所というものを対象にいたしまして整備を續けて参つたわけでございますが、昨年に引き続きまして本年度におきまする交つた点は、皇居外苑の和田倉地区の整備をする、和田倉地区の橋を架けるという点が新規の仕事になつております。その次が都市計画調査費でございます。これは行政部費の補助に振替えまして、従前都市計画調査費というものが、直轄と申しますか、委託調査をやつておりましたのを、今年度は都市計画調査費補助ということで、地方の補助対象になりますような街路とか橋梁、立体交差、排水施設というようなものの調査、設計につきまして補助をするという予算が九十七万七千円組んでございます。これも道路局、河川局方面と同じように四分の一の補助というようにしてございます。その次は都市復興事業費補助の内訳でございます。この中で戦災復興は大体昨年と同様の金額が計上されておるわけでございます。戦災復興事業は実は五カ年計画というのに基づきまして二十五年度から着々やつて参つたわけでございますが、昭和二十八年年度以降に五カ年計画によりまして事業量というものがどのくらい残つておるか申しますと、約百四十億残つております。この百四十億と申しますと、国費に直しますと七十億でございます。昭和二十八年、二十九年の兩年において支出しなければならぬと、こういう予定を立てておつたのでございます。これに

対しまして二十六億四千九百万円、約二十六億五千万円というものが認められたわけでございます。事業費にいたしまして約五十二億、即ち、二十八、九、十年に上つておられます百四十億のうち五十二億だけが二十八年度で行われるということになつておるわけでございます。従つて約九十億ぐらいの仕事が二十九年度、最終年度に残されておる、しわ寄せされておるといふ勘定になつております。

それから火災復興でございますが、本年度の事業対象といたしましては従来つと継続的にやつておりました能代、松坂の火災復興につきましては本年度で完了いたしました。それから鳥取につきましては、昨年の大火によりまして取りあはず鳥取についての事業費を組んだわけでございます。本年度も引続き鳥取に対して補助をいたし、来年度を以て完了する、こういう予定で以て予算を組んでおります。それからその次は港湾地帯整備でございます。これは大阪の東区、港区の両地区におきまする地盤沈下というものを、これを港湾の浚渫の土砂を以て埋立をいたし、嵩上げをいたしまして、同時に現在ございまして家を移転させ、区画整理をして、そうして元の位置に戻すという一種の埋立嵩上げを伴います区画整理事業を現在大阪の港区、大正区でやつておるのでございます。この仕事はつと昭和二十五年から継続的にやつておられて、戦災復興事業のテンポに合せまして若干、九千八百万円の増加を見ております。その次は海岸堤防の修築でございます。これはこの対象となつておるものは堺市、神戸市、西宮市の防潮堤

が対象になつておりまして、堺市につ
きましては残額の五〇%を計上する、
神戸市につきましては残額の二〇%を
計上する、西宮市につきましては本年
度を以て終了する、こういう予定を以
てこの四千三百万円の予算を組んで
ございます。それから接収解除の跡地整
備でございますが、これは実は昨年神
戸と横浜の市街地の真中に接収地が
ございまして、これを接収された状態に
ありましたものですから、神戸なり横
浜の被災土地の整理、被災復興の区
画整理の事業として行なかつたので
ございまして、昨年の接収解除に伴い
まして、この地区の区画整理を被災復
興の一つの、一環の事業として行わ
なければならぬということになつたわ
けでございます。そこで昨年度一億六
千四百万円を計上いたしまして、今年
度は全体を三十九万で、つまり二年半
でやるといふ計算のうち一年分を計上
してございまして、内訳を申し上げます
と、神戸につきましては一億三千五百
万円、横浜につきましては一億四千九
百万円というものを計上して、今年度
と来年度で完了するということに予定
をいたしております。それからその次
は広島、長崎の特別都市建築事業の補
助費でございますが、これは内訳とい
たしましては被災復興事業をそれから街
路事業、都市水利事業というふうな一
般的な項目を広島と長崎につきまして
は特別法も出ました関係もございまし
て、その当時別枠に組んだわけござい
ます。そうして五カ年計画を立てま
して着々実行しておるわけございま
すが、大体昨年並みの二億九千二百万
円、その内訳をいたしまして広島が一
億九千八百万円、長崎が九千三百万円

と、いふ予算を組んでございまして。
それから街路事業の補助でございます
すが、これは大体昨年と同様の予算が
組まれておりまして、約九千万円ばか
りが増額になっておりますが、その
内訳をいたしましては橋梁、立体交
叉、隧道、舗装、疎開跡地、一般街路
というものがその内容等になつており
ます。都市計画できめられた街路とい
うものをその計画通り実施して行くの
に重点的にやつて行かなければならぬ
わけでございますが、大体のめどと
いたしましては、橋梁につきましては
橋長三十メートル以上、工費が五百万
円以上というくらいのもので対象にし
てやつております。又立体交叉につ
きましては、一日の交通量、換算交通量
が五百台以上、遮断回数が百回以上、
延時間が五時間以上というふうなも
のをとつてやつております。そのほか舗
装、疎開土地、一般街路につきまし
てもそれ／＼一定のめどを立てまし
て、重点的に予算の配賦を図るよう
にいたしたいと思つております。それか
ら都市水利その他施設整備事業補助
でございますが、これは内容として
ましては都市水利整備と公共施設整備
と児童公園整備、国民体育大会施設、
防火水槽というふうな五つの項目に分
れておりますが、最初の都市水利整備
と申しますのは、これは市街地の排水
が非常に悪いというために、雨季にな
りまするといふと相当の浸水家屋が出
るといふようなところでは、河川法の
適用を受けられないような水路又は水道
の適用されないもの、そういうふうな
水路につきまして排水路を完備して行
くというための予算でございます。昨
年の六千九百万円の予算に對しまして

約倍額になつた次第でございますが、
これは昨年の各大都市における相当な
台風による被害がございまして、床上
浸水、床下浸水の面積も相当広がつた
というふうなものに對する対策とし
て、ここで手当てを行こうという趣旨
が盛り込まれております。それから公
共施設整備でございますが、これはこ
の内容をいたしましては公園、運動場
というふうなものを作つて行くこと
でございますが、実は軍用跡地である
が、或いは自作農創設特別措置法とい
うものによりまして、従前農地であつた
ものを一週公園にするつもりで買つて
おつた、それが自作農創設によりまし
て政府保有地になつてしまつたとい
うふうなものが相当ございます。そこ
でそういうものにつきましては早く手
打つて買つて、そうして自作農に創設
されないようにするといふことが必要
でございます。そういうふうな空地
を早く公園なり運動場に整備するとい
うことになつたと思つて、その五十八万
円を計上してございまして、ここに
1/2と書いてございまして、この補助
の對象をいたしまして、施設費に對し
ては二分の一、土地の買収費に對して
三分の一計上してございまして、
それから児童公園の整備でございます
が、児童公園の事業は昭和二十七年
度から出発して参つて来ております
ので、これは密集市街地内の児童公園
というものが非常に足りぬ、そこで
政府としてはこれに對して助成を
まして、児童公園をできるだけ密集市
街地内の適当な箇所に作つてやると
いふことの一助をいたしましてこの予算
を昨年度から組んだわけでございます

が、まあだん／＼とこれに對する要望
が聞き届けられまして、若干つ増高
しております。この二分の一と申しま
すのは施設費に對する補助でございま
す。三分の一は用地買収に對する補助
でございます。それから国民体育大
会の施設の整備でございますが、これ
は本年は四国四県におきまして国民体
育大会が行われるということになつて
おります。この国民体育大会を契機と
いたしまして、各都市におけるこうし
た総合運動場がないということをして
機会に整備するということに對して、
やはり公園行政の一環としてこれに對
する補助を行なつて行こうということ
で、昨年は一県でございまして、昭和
二十七年は一県が対象でございまし
たが、昭和二十八年は四国四県とい
うことと約五百万円を殖やしております。
防火水槽でございますが、これは消防
庁と私のほうの共管事項でございま
すが、都市内の防火対策というものの
一助をいたしまして地下式の防火水槽を
各主要なところに作るということ
で、約千個を二十八年度におきましても引
続き作つて行こう、これに對する助成
費でございます。一番最後の都市災害
復旧事業費、これは過年度の都市災害
事業に對する助成費でございます、
この補助率は一般国庫負担法によりま
せん補助率を適用されております。
で、これは二分の一補助ということに
なつております。

北海道につきましても大体昨年度の
倍額が計上されておりますが、この
内容につきましては被災復興の問題、
街路の問題、都市水利の問題という
うに、この三点につきましても北海
道の施設を助成しているわけございま
して、大体内容的には同様でございま
す。
以上で一応の御説明を終ります。
○田中二君 私は質問が二、三あるん
ですが、長くなるから今日はこの辺で
打ち切りたいと思つてます。
○委員長(石川清一君) 只今の動議に
御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川清一君) それでは本日
はこれにて散会いたします。
午後三時三十二分散会

六月二十三日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。
一、産業労働者住宅資金融通法案
産業労働者住宅資金融通法案
目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 公庫の業務(第七条―第
十條)
第三章 雜則(第十一条―第十四
條)
第四章 罰則(第十五条―第十六
條)
附則
第一章 總則
(目的)
第一条 この法律は、健康で文化的
な生活を営むに足りる産業労働者
住宅を建設しようとする者に対
し、産業労働者住宅の建設に必要
な資金の一部を長期且つ低利で融
通することにより、その建設を促
進し、もつて産業労働者の福祉の
増進と産業の発展に寄与すること
を目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する者で、国、国がその資本金の二分の一以上を出資している法人及び地方公共団体以外のものをいう。

二 産業労働者 事業者に使用されている者をいう。
三 産業労働者住宅 産業労働者の居住の用に供する家屋又は家屋の部分を含む。

(業務を行う機関)
第三条 この法律による資金の融通に関する業務は、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)が行うものとする。

(資金融通の原則)

第四条 この法律による資金の融通は、一事業者が使用されている産業労働者の住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のために産業労働者住宅(以下「住宅」という。)を建設しようとする者で、住宅の建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対し、その住宅の建設資金の不足額を補足するためのものとして行わなければならない。

(住宅の敷地の選定基準等)

第五条 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅の敷地は、安全上及び衛生上良好な土地であるとともに、その位置は、産業労働者の日常生活の利便の増進及び

労働能率の向上に寄与するように選ばなければならない。

2 この法律により資金の融通を受けて建設する住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な規模、構造及び設備を有するものとする。また、集団的に建設されるように努めなければならない。

(地方公共団体の援助)

第六条 地方公共団体は、その公益上必要があると認める場合においては、第七条第一項各号に掲げる者に対して、資金上及び技術上の援助を与えることができる。

第二章 公庫の業務

(資金の貸付の範囲)

第七条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、左に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付を行う。

一 事業者がその事業に使用する産業労働者に対し住宅を建設して貸し付けるもの
二 事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付けさせる目的で出資又は融資する会社その他の法人

2 公庫は、前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合においては、土地の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

3 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号。以下「公庫法」という。)第十九条の規定は、第一項の規定により貸付をすることができない住宅について準用する。この場合において、公庫法第十九

条中「第二十条第一項」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第九條第一項」と読み替えるものとする。

(貸付を受けるべき者の選定)

第八条 公庫は、前条の規定による資金の貸付を行う場合において、貸付の申込をした者について、住宅を必要とする事由、貸付希望金額、元利金の償還の見込を

の他資金の貸付に必要な事項をそれぞれ十分に審査し、且つ、申込をした者の総数及び申込に係る貸付希望金額の総額を参し、よくして、資金の貸付を受けるべき者を公正に選定しなければならない。

2 公庫は、前項の規定により資金の貸付を受けるべき者を選ぼうとする場合においては、住宅の貸付を受ける産業労働者を使用する事

業者を管轄する都道府県労働基準局の意見を参し、よくしなければならない。

(貸付の条件)

第九条 第七条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の利率	償還期間
耐火構造の住宅(主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第一〇一)号)第二十条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下本条において同じ)及び簡易耐火構造の住宅(外壁を建築基準法第二十条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下本条において同じ)の建設並びにこれらに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費をこえる場合において同じ)又は土地の価額(価額が標準価額をこえる場合において同じ)の五割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の五割に相当する金額	年六分五厘	十五年以内

2 公庫法第二十条第三項の規定は前項の場合における住宅の床面積について、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は前項に規定する標準建設費及び標準価額について、それぞれ準用する。

3 公庫法第二十一条第三項、第四項(第五号、第六号及び第八号を除く。)及び第五項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、公庫法第二十一条第四項第四号中「第十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第七条第一項各号の一」と読み替えるものとする。

4 公庫法第二十二条の規定は、貸付金の貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更について準用する。

(業務の委託)
第十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、地方公共団体に対し、第七条の規定による資金の貸付に関する申込の受付及び審査、貸付金に係る住宅の建設工事の審査その他資金の貸付に関する業務を、公庫の業務を委託する必要で、且つ、適切な組織と能力を有する銀行(日本銀行を除く。)その他の金融機関に対し、資金の貸付及び元利金の回収に関する業務を、それ

ぞれ委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 公庫法第二十三条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により委託する場合について準用する。

第三章 雑則

(公庫の業務方法書の認可)
第十一条 主務大臣は、公庫法第二十四条第一項の規定により公庫の業務方法書に認可をしようとする場合において、この法律に基く業務に係る部分については、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

(公庫の事業計画及び資金計画の認可)

第十二条 主務大臣は、公庫法第二十五条第一項の規定により公庫の事業計画及び資金計画のうち住宅に係るものを認可しようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

第十三条 この法律による貸付金に係る住宅の家賃その他の賃貸の条件は、主として入居者の住居費の負担能力を考慮して、適正に定めなければならない。

2 この法律による貸付金に係る住宅は、産業労働者以外の者に貸し付けてはならない。

(主務大臣、主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第四章 罰則

第十五条 第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員が同条第二項において準用する公庫法第二十三条第五項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽したときは、三万円以下の罰金に処する。

第十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(この法律において準用する公庫法の規定を含む。)により主務大臣の認可を

受け、又は承認を得なければならない場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 第七条第三項において準用する公庫法第十九条の規定に違反して貸付をしたとき。

三 第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行ったとき。

四 第九条第二項において準用する公庫法第二十条第五項の規定に違反して公表を怠り、又は不実の公表をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項中住宅金融公庫法第十六条の改正規定に係る部分は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 住宅金融公庫は、前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第 号)に基き、産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通することを目的とする。

第十六条の見出しを「役職員の地位及び給与」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公庫の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、総裁は、公庫の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分の二十に相当する金額を

こえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

3 前項の特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給とはしない。

第十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第十七条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫は、前二項に規定する業務の外、産業労働者住宅資金融通法(以下「融通法」という)第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

第二十四条第二項中「前条第二項に規定する」を削る。

第二十八条第三項中「資金のうち」を「資金を郵便振替貯金とし、又は」に、「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内において」に改める。

第三十条中「金融機関」の下に「融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。」を加える。

第三十一条第二項中「この法律」の下に「及び融通法」を加える。

第三十二条第一項第一号中「若しくは」の法律に「若しくは」を加える。

第三十三条第一項中「金融機関」の下に「若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二(住宅金融公庫の償還金) 第五十八条から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)による住宅金融公庫又は住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者とし、当該加入者に住宅金融公庫の貸付に係る償還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

前項の償還金を納付するために払い込む場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、十円、即時払の料金は、八円とする。

第十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 産業労働者住宅資金の融通に関する事。